国立情報学研究所

情報学に関する総合研究並びに学術情報の流通のための先端的な基盤の開発及び整備

第七条の二を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

（東京大学の教育学部に附属して設置される中学校等の生徒に関する経過措置）

2　この政令の施行の日の前日において改正前の第一条の規定により東京大学の教育学部に附属して設置される中学校又は高等学校の生徒である者及び同条の規定により奈良女子大学の文学部に附属して設置される中学校又は高等学校の生徒である者は、同日に高等学校を卒業する者を除き、この政令の施行の日において、それぞれ改正後の第一条の規定により当該学部に附属して設置される中等教育学校の相当の学年の生徒となるものとする。

（広島大学の学校教育学部の存続に関する経過措置）

3　広島大学の学校教育学部は、改正後の第一条の二の規定にかかわらず、平成十二年三月三十一日に当該学部に在学する者が当該学部に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

（図書館情報大学の大学院の図書館情報学研究科等の存続に関する経過措置）

4　図書館情報大学の大学院の図書館情報学研究科、筑波大学の大学院の社会工学研究科、生物科学研究科、農学研究科、数学研究科、物理学研究科、化学研究科、地球科学研究科及び工学研究科、東京医科歯科大学の大学院の医学系研究科及び歯学研究科、島根大学の大学院の理学研究科及び農学研究科、広島大学の大学院の学校教育研究科、九州大学の大学院の文学研究科、人間環境学研究科、法学研究科、経済学研究科、理学研究科、医学系研究科、歯学研究科、薬学研究科、工学研究科、システム情報科学研究科、生物資源環境科学研究科、比較社会文化研究科、数理学研究科及び総合理工学研究科並びに長崎大学の大学院の工学研究科及び水産学研究科は、改正後の第二条の規定にかかわらず、平成十二年三月三十一日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

（九州工業大学の大学院の生命体工学研究科の学生の入学）

5　九州工業大学の大学院の生命体工学研究科は、平成十三年度から学生を入学させるものとする。

（文部省組織令の一部改正）

6　文部省組織令（昭和五十九年政令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第九号中「学術情報センター」を「国立情報学研究所」に改める。

（研究交流促進法施行令の一部改正）

7　研究交流促進法施行令（昭和六十一年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第十号を削り、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　国立情報学研究所

文部大臣　中曽根弘文
内閣総理大臣　小渕　恵三

政令第百六十六号

教育公務員特例法施行令及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令の一部を改正する政令

御　名　御　璽

平成十二年三月三十一日

内閣総理大臣　小渕　恵三

教育公務員特例法施行令及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

内閣は、国立学校設置法の一部を改正する法律（平成十二年法律第十号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

（教育公務員特例法施行令の一部改正）

第一条　教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）の一部を次のように改正する。

第一条第六号中「研究科」の下に「（国立大学の大学院に置かれる教育部及び研究部を含む。）」を加える。

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令の一部改正）

第二条　行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第三号、第四条第一項第四号及び第十三条第三項第一号ロ中「学位授与機構」を「大学評価・学位授与機構」に改める。

附　則

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

文部大臣　中曽根弘文
内閣総理大臣　小渕　恵三

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成十二年三月三十一日

内閣総理大臣　小渕　恵三

政令第百六十七号

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律（平成十二年法律第十二号）の施行に伴い、及び介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行令（平成四年政令第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条を削る。

第二条中「法」を「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（以下「法」という。）」に改め、同条第一号及び第二号中「特定事業主」を「事業主」に改め、同条を第一条とし、第三条を第二条とする。

附　則

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

大蔵大臣　宮澤　喜一
労働大臣　牧野　隆守
内閣総理大臣　小渕　恵三

労働安全衛生法関係手数料令及び作業環境測定法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成十二年三月三十一日

内閣総理大臣　小渕　恵三

政令第百六十八号

労働安全衛生法関係手数料令及び作業環境測定法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第百十二条第一項及び第百十三条並びに作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第四十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（労働安全衛生法関係手数料令の一部改正）

第一条　労働安全衛生法関係手数料令（昭和四十七年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「千六百円」を「千六百五十円」に改め、同条第二号中「八万六千三百円」を「九万五百円」に改め、同条第三号中「四万六千百円」を「四万八千円」に改め、同条第四号中「十九万三千六百円」を「二十万八千八百円」に改め、同条第五号中「一万七千五百円」を「一万八千三百円」に改める。

第二条第一号中「八千百円」を「八千三百円」に改め、同条第二号中「五千五百円」を「五千七百円」に、「四千四百円」を「四千五百五十円」に改め、同条第三号中「一万六千八百円」を「一万七千二百円」に、「六千七百円」を「六千九百円」に、「一万五千四百円」を「一万五千七百円」に、「一万四千百円」を「一万四千四百円」に改め、同条第四号中「一万円」を「一万三百円」